

税理士法人 トータルマネジメントブレイン URL: <http://www.tsubota-tmb.co.jp/> 平成 29 年 12 月 25 日発行  
 有限会社トータルマネジメントブレイン Mail: [tmb@tkcnf.or.jp](mailto:tmb@tkcnf.or.jp) 担当：大北  
 【大阪本部】〒530-0045 大阪府大阪市北区天神西町 5-17 アクティ南森町 6F TEL: 06-6361-8301 FAX: 06-6361-8302  
 【東京支店】〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町 1-2-14 日本ビルディング 3 号館 3F TEL: 03-6231-1576 FAX: 03-6231-1577

## 平成 30 年度税制改正大綱 PartⅣ 相続税・贈与税

### 1. 相続税又は贈与税の納税義務の見直し【相続税・贈与税】P67(1)

#### (1) 納税義務の範囲の見直し 国内財産及び国外財産 国内財産のみ

被相続人 贈与者 (国籍を問わない)		相続人・受遺者・受贈者		国内に住所あり		国内に住所なし		
				一時居住者 (注1)		日本国籍あり		日本国籍なし
						10年以内に国内に住所あり	10年以内に国内に住所なし	
国内に住所あり								
		一時居住者 (注1)						
国内に住所なし	相続の開始前	10年以内に国内に住所あり						
		非居住被相続人 非居住贈与者 (注2)						
		10年を超えて国内に住所なし						
改正案		国内に住所を有しないこととなった時前 15 年以内に国内に住所を有していた期間の合計が 10 年を超える者 (日本国籍なし) (注3)						国内財産のみ

(注1) 出入国管理及び難民認定法別表第一の在留資格の者で、過去 15 年以内において国内に住所を有していた期間の合計が 10 年以内の者

(注2) 日本国籍のない者で、相続開始前 15 年以内において国内に住所を有していた期間の合計が 10 年以下の者

(注3) ただし、国内に住所を有しないこととなった日から 2 年を経過する日までの間に国外財産を贈与した場合において、同日までに再び国内に住所を有することとなったときは除く。

#### (2) 適用開始日

平成 30 年 4 月 1 日以後に相続若しくは遺贈又は贈与により取得する財産に係る相続税又は贈与税

### 2. 相続税申告書の添付書類【相続税】P67(2)

相続税の申告書の添付書類として提出できる書類の範囲に下記を加える。

- ・戸籍謄本を複製したもの等の被相続人の全ての相続人、法定相続分及び被相続人の実子又は養子のいずれかに該当するかの別を明らかにする書類

<適用開始>平成 30 年 4 月 1 日以後に提出する申告書

### 3. 小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例【相続税】P55(1)

#### (1) 特定居住用宅地等 (平成 30 年 4 月 1 日以後の相続等から)

①持家に居住していない者のうち、次に掲げる者を特例の適用対象者から除外する。

(現行：相続開始前 3 年以内に自己又はその配偶者が所有する家屋に居住したことがある者)

- ・相続開始前 3 年以内に、その者の 3 親等内の親族又はその者と特別の関係のある法人 (同族会社等) が所有する国内にある家屋に居住したことがある者
- ・相続開始時において居住の用に供していた家屋を過去に所有していたことがある者

②次の場合には、相続の開始の直前において被相続人の居住の用に供されていたものとする。

- ・介護医療院に入所したことにより被相続人の居住の用に供されなくなった家屋の敷地の用に供されていた宅地等

#### (2) 貸付事業用宅地等 (平成 30 年 4 月 1 日以後の相続等から。ただし、同日前からの貸付事業用宅地等を除く。)

貸付事業用宅地等の範囲から「相続開始前 3 年以内に貸付事業の用に供された宅地等」を除外する。

ただし、相続開始前 3 年を超えて事業的規模で貸付事業を行っている者が当該貸付事業の用に供しているものは除く。